

共生型グループホーム 華のれん 運営規程

(認知症対応型共同生活介護事業)
(介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社 東京堂が開設する共生型グループホーム 華のれん（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった利用者が家庭的な環境と地域住民と交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。

指定介護予防認知症対応型生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症上の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- 一 名称 共生型グループホーム 華のれん
- 二 所在地 富山県下新川郡入善町入膳4716番地5

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 代表者 1名(常勤兼務)
代表者は、事業全体の総括を行う。
- (2) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申込みに係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (3) 計画作成担当者 1名(常勤兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (4) 介護職員 11名(常勤専従4名、常勤兼務2名、非常勤5名)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (5) 看護職員 1名(常勤兼務)
看護職員は利用者の健康チェック及び処置を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 利用定員は、9名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害ややむを得ない場合を除き、利用定員数を超えて利用させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び手続きの説明と同意)

第7条 事業所はサービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 第9条の介護計画の作成
- (2) 日常生活の援助
日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。
 - ア 移動の介護
 - イ 養護（静養）
 - ウ その他の必要な介護
- (3) 健康チェック
血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。
- (4) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。
 - ア 運動機能回復訓練
 - イ 口腔機能回復訓練
 - ウ レクリエーション
 - エ グループ活動
 - オ 行動活動
 - カ 園芸活動
 - キ 趣味活動
 - ク 地域活動への参加
- (5) 食事介助
 - ア 朝食、昼食又は夕食の提供
 - イ 食事の準備、後片づけ
 - ウ 食事摂取の介助
 - エ その他の必要な食事の介助
- (6) 排せつ介助
利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。
- (7) 相談、援助等
利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア日常生活に関する相談、助言
- イ認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ家族や地域との交流支援
- エその他必要な相談、援助

(介護計画の作成)

- 第9条 計画作成担当者はサービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、漫然かつ画一的なものとならないように配慮し、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「計画」という。）を作成する。
- 2 計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。
 - 4 計画作成担当者は、計画の作成後においても他の従業者との連絡を継続的に行い、計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用料等)

- 第10条 提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用料の額は、指定地域密着サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）（以下、準と称する。）によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受ける。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金を定めその支払いを受ける。

- (1) 食費 別紙
- (2) 水道光熱費（電気・ガス・水道） 別紙
- (3) 家賃（修繕・維持管理費） 別紙
- (4) 以下に記載するその他日常生活において通常必要となる費用で利用者が選択し負担することが適当と認められるものについては実費とする。
 - ・理美容代金
 - ・日常生活品(オムツ代含む)の購入代金 他。

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座引落としまたは振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 4 事業所は、全項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。
- 5 前1項(4)の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(通常事業の実施地域)

第11条 事業所の通常事業の実施地域は、次のとおりとする。

通常事業の実施地域は、黒部市・入善町・朝日町内全域とする。

但し、事業所在地市町村の同意を得て事業所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもある。

(入退居に当たっての留意事項)

第12条 本事業の対象者は、要介護者(介護予防にあつては要支援者)であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (4) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (5) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (6) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居に際しては、主治の医師の診断書等により認知症である者であることの確認を行う。

3 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

4 退居に際しては、利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(身体拘束廃止)

第13条 利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。やむを得ず実施する場合は、身元引受人の同意を得た上でを行い、その

間の状況を記録する。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(死亡時の措置)

第15条 入居者が死亡したときは、直ちに入居者の身元引受人に連絡するとともに死亡状況及び慰留金品の状況を伝える。

(秘密保持)

第16条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

第4章 その他施設の運営に関する重要事項

(苦情等の処理)

第17条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情または要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

2 サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村からの文書提出・提示の求めまたは市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。

また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。

3 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第18条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第19条 本事業が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、入善町の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

(損害賠償)

第20条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第21条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 管理者は従業者に対し衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的の実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(緊急時における対応策)

第22条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第23条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(受給資格等の確認)

第24条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第26条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 経験に応じた研修 随時

(その他運営についての重要事項)

第27条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙（第10条関連）

○介護保険給付対象となるもの

要介護度		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担金	（日額）	798円	765円	801円	824円	841円	859円
	（月額）	23,940円	22,950円	24,030円	24,720円	25,230円	25,770円
その他の加算	初期加算	1日 30円（利用開始から30日間すべての利用者）					
	医療連携体制加算Ⅰ（イ）	1日 57円					
	夜間支援体制加算	1日 50円					
	若年性認知症受入加算	1日 120円					
	入院時費用	1日 246円（月6日限度）					
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の178/1000					

注) 自己負担額は、認知症高齢者が介護保険適用となり、介護保険利用料の1割にあたりません。

月額の金額は30日換算した場合の自己負担額の例にあたります。

○介護保険給付対象とならないもの

種類	内 容	
食費	1日	1,700円（月額 51,000円税込）
水道光熱費	1日	517円（月額 15,500円税込）
家賃	1日	2,500円（月額 75,000円税込）

注) 月額の金額は30日換算した場合の自己負担額の例にあたります。

【 月額利用料の計算方法 （日単価）×入居日数 】

《退居時について》

退居時には原状回復費（利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような損耗等について、クリーニング等）請求をさせていただきます。